

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-4-4
子育て福祉の充実

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

青少年家庭課長 太田 均

電話番号

0852-22-5242

事務事業の名称	母子家庭等経済支援事業	
目的	(1) 対象	母子家庭、父子家庭、寡婦
	(2) 意図	自立の促進と生活の安定を図る。
事業概要	・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、母子家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	母子父子寡婦福祉資金貸付金の現年度分償還率	目標値		90.0	90.0	90.0	90.0	%
	式・定義	母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る現年度分償還金の償還率	取組目標値						
			実績値	87.4	87.8	87.9			
達成率		-	97.6	97.7	-	-		%	
2	指標名	母子父子寡婦福祉資金貸付事務移譲市町村数	目標値		15.0	16.0	17.0	18.0	市町村
	式・定義	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により「母子父子寡婦福祉資金貸付に係る事務を移譲した市町村数（松江市はH30より中核市）」	取組目標値						
			実績値	14.0	14.0	14.0			
達成率		-	93.4	87.5	-	-		%	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	91,394	100,350
うち一般財源 (千円)	90,026	100,350

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

	貸付件数	貸付額 (千円)	償還率 (%)	現年度分 (%)	過年度分 (%)
H25	908	453,610	42.4	85.9	8.1
H26	886	452,364	43.7	86.9	7.7
H27	872	452,363	44.0	87.4	8.3
H28	853	450,863	45.6	87.8	7.9
H29	873	457,585	45.3	87.9	8.4

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・進学希望者に対する予約貸付について、県内の中学校・高校に対する案内や新聞広報などによる周知を行い、進学に係る費用の不安を解消することで、子どもの進路選択の幅が広がり、母子家庭等の経済的支援につながった。

・申請者に対して的確な支給事務を行い、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られている。

子の進学関係に係る貸付件数、金額ともに貸付全体の9割以上であり、母子家庭等の児童の将来の自立に向けた福祉増進に多大に貢献している。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- ・貸付後の償還について未収入がある。現年度調定分に対する償還率は87.9%、過年度調定分は8.4%。全体での償還率は45.3%と低い。
- ・貸付事務の市町村への未移譲が、4市町ある（松江市は平成30年4月に中核市移行）。
- ・貸付制度を知らないひとり親家庭がある。

②困っている状況が発生している「原因」

- ・長引く経済・雇用情勢の低迷の影響による低所得者層の増加。
- ・連帯借主である子の貸付償還に対する認識不足が見受けられる。
- ・連帯借主の退学により、自立できない状況となる場合がある。
- ・納入通知書での納付が3割ある。
- ・貸付事務移譲については、市町での人員不足があげられている。
- ・貸付制度の周知不足。

③原因を解消するための「課題」

- ・納入通知書での納付を減らし口座振替納付を促進するほか、現年度分を中心に償還率を上げていく必要がある。
- ・連帯借主の退学後の就労などの自立支援を行う必要がある。
- ・貸付事務は、市町村が各種相談を受ける中、支援の一つのツールでもある当該貸付金についても事務を行うことで円滑な対応と総合的な支援につながることから、事務移譲を推進していく必要がある。
- ・貸付を必要とされる方へ確実に制度情報が伝わり効果的に活用されるために、周知を徹底して行う必要がある。
- ・事務処理の簡素化を図る必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・償還率向上のため、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還については原則口座振替納付を促進し、現年度未収分については償還開始時の早めの通知を行い、新たな未納発生時には速やかに電話等によりきめ細やかな償還指導を実施していく。
- ・過年度未収分については、生活状況に応じた分割納付の働きかけを行うとともに状況に応じては外部委託を行うなど、償還指導・債権管理の強化を図る。
- ・貸付事務を通じ、ひとり親家庭の総合的な支援につながることから、事務未移譲市町に対して引き続き事務移譲について働きかけを行っていく。
- ・ひとり親及び子どもの自立促進のため、県の広報等を活用し、制度について繰り返し紹介を行っていく。
- ・退学者に対して、資格取得等安定した就労につながる制度等の情報提供を行い、自立支援を図る。
- ・事務負担軽減のため、事務処理の効率化の検討を行っていく。
- ・進路選択にあたっては、現状を把握させるとともに、将来自立につながる進路指導強化が図られるよう関係機関に働きかけていく。